

『東三河後見センター』会報 第36号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

平成 28 年 6 月 28 日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

成年後見制度利用促進法成立の年、東三河後見センターの活動が 10 年目に

さる 5 月 28 日、豊川商工会議所 2 階 A ホールにおいて特定非営利活動法人東三河後見センター（以下「当法人」という）の第 10 回総会が開催され、4 本の議案はすべて可決承認されました。当法人の活動が 10 年目を迎えるにあたり、どのような節目の年になるか考えてみました。

成年後見制度利用促進法の成立

成年後見制度を取り巻く情勢の最大の変化要因は、成年後見制度利用促進法（以下、「促進法」という）が本年 4 月に成立し、5 月に施行されたことでしょう。以下、「実践成年後見 63 号」の大貫正男氏の解説からその特徴を抜粋させていただきました。

促進法の性格は、「成年後見制度基本法」だといえます。その第 1 条で立法趣旨とビジョンを示している。成年後見制度を、認知症、知的障害その他の精神上の障害のあるものを社会全体で支え、かつ共生社会を実現するための重要な手段である、と位置づけ、財産管理や身上監護を通して社会全体を支える仕組みとしました。

また、利用促進を国、地方公共団体の責務としたことの意味は、公的支援システムの創設にほかならず、行政、民間、司法が一体となって「誰でも利用できる制度」の創設をめざしている。促進法では、社会全体で支え合う社会をつくるために、関係者、国民、関係機関等の協力・連携が必要なことを何度も強調、大貫氏ならずとも、大きく評価して当然であろう。

成年後見の地域の需要をどのように測るか？

そうした基本理念、基本方針の中で、促進法 3 条 2 項の「地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進」は、今後の国、地域の計画を作成するにあたって「需要測定」は当たり前ののだが、「地域の需要」予測が難しいというのが、当法人 9 年間の活動からの実感だ。

成年後見先進国の西欧諸国ではすでに人口の 1 % が成年後見制度を利用しているという。わが国の人口の 1 % は 120 万人となる。最高裁判所の平成 27 年成年後見関係事件の概況によれば、わが国の被成年後見人等の累積実数は約 19 万人にすぎない。この落差は何か。しかも、平成 27 年に親族が後見人等に就任したのは全体の 30 % 弱で、ドイツよりも少ないという。当法人の 9 年間の活動の中で、家族にとって成年後見制度の使い勝手の悪さや硬直性を感じたことが度々ある。相談に来た家族に「よく考えて利用した方がいいですよ」と忠告したことさえある。

わが国の刑法には親族相盗例という法律があり、「法は家庭に入らず」という思想が今もある。成年後見制度の利用は、「法が家庭に入る」ことになる。これが利用を押しとどめている最大の理由ではないかと、私は最近思うようになった。

しかし、超高齢社会の進行によって需要は増え続ける

親族相盗例が継続する限り、いわゆる「後見爆発」が起きる可能性は低いものの、一人暮らし高齢者や障害者の親亡き後問題が今後も急増することは明らかであり、それに備えて市民後見人の育成と活用がますます重要であることには変わりない。「後見爆発」が起きない範囲ならば、いま私たちが行っている市民後見人養成講座は多分、東三河地域の「需要」に対応できるのではないかと

（代表理事 長谷川卓也）

市民後見人養成講座プレ講演会

「成年後見制度と市民後見をめぐる状況と地域の課題」

講師：熊田 均 弁護士

総会終了後、総会と同じ会場で熊田均弁護士を講師にお招きして、「成年後見制度と市民後見をめぐる状況と地域の課題」と題して講演会を実施しました。総会出席者、行政機関、社会福祉、医療関係者等で関心をおもちの方、総勢 60 名近い出席がありました。

はじめに「成年後見制度」とはどのような制度なのか、制度の成り立ちの背景とその概要を成年後見制度の基本理念や 3 つの種類の違いと類型ごとの具体的利用場面を加えながら、成年後見人の業務内容と義務について説明をされました。また、最新のデータをもとに成年後見制度の利用状況について、申立件数はここ 2～3 年の足踏み状態から増加傾向になったこと、市町村長申立が増加していること、鑑定の省略が定着していること、第三者後見人が増加していることを分析評価されました。



この制度は、「大きな財産の管理だけを念頭におくものではなく、本人が普通に地域で暮らせるための手助けであり、生活支援のための制度である。」ことを確認しました。その上で、制度を必要とされる方は、将来的にみても多数に及ぶことが確実に想定され、現在の制度自体の良し悪しは問わず、地元で暮らす住民の多数にとって、「否応なし」に考えざるを得ない制度であることは確であり、「行政」「地域」「市民」が一体となって制度の普及を考える必要があると述べられました。

日弁連が整理した 11 項目の課題と現状にそって、平成 28 年 5 月 13 日に施行された「成年後見制度利用促進法」について解説されました。地域の需要に対応した利用の促進として「市民後見人の育成」という文言が入り、基本方針では成年後見制度の理念に関して、後見類型が異常に多いことの是正や、選挙権は回復されたものの、公務員資格や取締役資格の制限については残されているので、そうした権利制限の是正、医療看護部門における医療同意の問題の整理を含む、意思決定支援のあり方、被後見人等の死亡後における事務範囲、任意後見制度の積極的利用、国民に対する周知の必要性について基本理念に示されています。成年後見制度の利用促進を図るためには、地域住民の需要に応じて、相談の実施や、市町村申立の積極的な活用をして、支援者としての成年後見人等の担い手の確保のため研修の機会や報酬の助成が必要となります。また、成年後見等実施機関（候補者の育成・支援）の仕組みや整備するための制度措置が必要であり、家庭裁判所の監督及び助言等が適切になされるよう家庭裁判所の体制強化及び家庭裁判所と行政との密接な連携及び分担が必要となると指摘されました。本法律においては、賛成の意見、反対の意見、一部賛成、一部反対の意見があることも紹介されました。

「いま、地域で考えること」として、成年後見制度の担い手は、少子化、核家族化、高齢化により親族では支えられない現状と家庭裁判所の考え方による親族後見の限界があるとともに、親族後見人を支援したり、相談する機関がないことも課題として指摘されました。

専門職後見については、増加の一途であり、今後も担い手としての役割は大きいものの、専門職の

偏在やビジネスと考えた場合の報酬との関係での限界や困難事案に対する対応の限界があることを指摘されました。これらの限界を踏まえ、「いま、地域で検討される受け皿」としての「法人後見」と「市民後見」のあり方としては、法人後見は、社会福祉協議会型、NPO 型、当事者団体関与型に分別され、支援の継続性が担当者を交代することにより担保され、多様な専門性をもつ集団的な支援体制を構築できるメリットがある。一方、「市民後見人」には、後見人の供給困難を回避する代替機能と位置づけるだけではなく、市民目線による本人の意思の代弁、本人ニーズの充足、近所・地域との連携を通して適切なサービスの活用と有意義な財産活用等を図ることが求められるとしました。



まとめにかえて私見として 3 つの社会を紹介されました。判断能力がない人の行為が、困難になる「コンプライアンス社会」。絶対数を考えると、地域で暮らすかなりの人が成年後見制度による支援が否応なく必要となる「後見爆発社会」。今支えている人が、支えられる側になるという「立場の交代可能性のある社会」です。

市民・住民の生活支援の制度として成年後見制度が根付き、それを地域、行政、NPO 等が連携しながら制度を適切に運用していくことが今後必要だと感じました。(文責 工藤明人)

講演会の感想 (アンケートより抜粋)

- 短時間で多くの事を教示していただき助かりました。
- 市民後見人が、日常的に活躍する時代が到来している事を真剣に考えておられることがよく伝わって参りました。
- 資料がわかりやすくなっていて、これから先、仕事をしていく上でとても参考になると思います。
- これまで、障害者のために何かと考えていたことが、実はまもなく自分のことになってきた感じがしてきました。促進法のことわかりありがたかったです。
- 市民後見人の必要性を感じる。親族が後見人になれる制度にしてほしい。現在の成年後見制度の実態が理解できたと思う。
- 成年後見制度利用促進法についての説明が聞けてよかったです。
- 法の改正について知りたいと思っていたので、熊田先生のお話が聞けて大変良かったです。
- 人と人とのつながりが薄くなっている社会で、地域を支えるしくみ作りが必要と改めて感じました。市民もいろいろ、専門職もいろいろな人がいる。(資格が仕事をするのではなく、人が仕事をする。) 自分は分けて考えることはできない。ただ、市民の中には適格者がたくさん眠っていらっしやるので、その方たちを掘り起こしていく試みは重要だと思います。
- 後見人としてのなり手が絶対数必要とされる今後ですが、裁判所のキャパの問題、支援体制の整備 etc. クリアしなければならぬ課題が山積みであることを改めて感じました。

いよいよ 平成28年度市民後見人養成講座が始まります！ 6月15日（水）、19日（日）説明会を開催しました。

豊川市が主催となり、当法人が実施機関として平成28年度市民後見人養成講座を9月より開講するにあたって、平成28年6月15日（水）【会場は豊川市文化会館（写真上段）】と19日（日）【会場は豊川市勤労福祉会館（写真下段）】の2日間、いずれも9:30～12:00まで同じ内容で説明会を開催しました。本養成講座は豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村の後援を受けており、東三河地域から参加がありました。

15日の説明会には21名の参加者があり、はじめに主催者である豊川市の福祉部介護高齢課課長高橋純司氏より豊川市の動向を踏まえた挨拶をいただきました。19日の説明会には24名の参加者があり、全体で45名の参加がありました。参加された方々の成年後見制度に対する関心度は非常に高く、熱心に説明を聞かれ、多くの質問がありました。受講申込をお待ちしています。



東三河後見センターの今後の予定(7月～9月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱
場 所 当法人事務所(豊川商工会議所3階)
—市民後見人の方、参加大歓迎

7月8日(金) 理事会 19:00～

7月11日(月) 事務局会議 14:30～ 事務局職員

7月27日(水) 第1回成年後見ミーティング 19:00～20:30
ウィズ豊川 研修室2 どなたでも参加できます。
「高齢者を中心とした権利擁護活動について(仮)」

8月8日(月) 事務局会議 14:30～ 事務局職員
(※8月11日(木)～15日 夏期休暇 電話での連絡は受け付けます。)

9月9日(金) 理事会 19:00～

9月10日(土) 市民後見人養成講座 基礎研修① 豊川市勤労福祉会館

9月24日(土) 市民後見人養成講座 基礎研修② 豊川市勤労福祉会館



ケースファイル 14 納骨のお話

現在の成年後見制度上は、成年後見制度を利用されている方がお亡くなりになった時、私たちの支援者としての役目は終了します。お亡くなりになった方をどのように弔うのか、それは親族が中心になって行うのが一般的と考えられます。しかし、私たちが支援させていただいている方の中には、弔うことのできる親族がいなかったり、いても高齢や障がいなどの事情で弔うことができない方もいます。先祖代々の墓や位牌のある菩提寺がなかったり、あったとしてもお墓が遠方にあたり、すぐに納骨できるお墓がないということもあります。そうした場合、現実的には、(元)成年後見人が死亡届及び埋火葬許可申請の手続きをし、葬儀契約の締結、葬儀の実施をせざるを得ないこともあります。平成 28 年 10 月からは死後の事務の一部を成年後見人であった者が家庭裁判所の許可を得て行うことができるという旨の法律が施行される予定ですが、今回のケースファイルではご本人の配偶者の納骨について記します。

私が担当している A さん。成年後見制度の類型では「補助」です。認知症の疑いはありますが、思いを言葉で表出することができます。補助人として選任された時には、既に奥様はお亡くなりになっていました。借家で生活をされており、お遺骨は御霊舎（みたましや）、遺影とともに食器棚の上に置かれていました。支援をする中で、A さんとお遺骨をどうするか話し合いをしました。「俺のところは神道だから。」「豊川市内でないとダメだ。」「墓はないから永代供養がいい。」「神社じゃないとダメだ。」「お墓の近くに宮司が住んでいないとダメだ。」等。A さんの財産の中で奥様を弔うことができるような寺院をいくつか紹介しましたが、A さんが納得するものはなく、時間だけが経過しました。

しばらく借家での生活が続いていましたが、A さんの身体機能の様態が徐々に低下したため特別養護老人ホームに入所することになりました。引越しの荷物をまとめているとき、「これはどうする？」と A さん。入所先の職員の方も戸惑いましたが、遺骨をダンボールの中に入れて居室に運び入れることにしました。

施設入所後も、調子のいい時には、「早く墓を見つけてくれ。」と御霊舎を指さしながら相談を受けましたが、A さんが希望する寺院は見つかりませんでした。ところが、今年の 3 月、A さんの意向にあった神社を当法人の職員から紹介を受けることができました。A さんの意向である、「豊川市内」で「神道式」で「神社」で「永代供養」ができ、「宮司がお墓のすぐ近くに住んでいる。」を満たしていました。

紹介を受けたのは、為当稲荷神社（豊川市為当町宮脇 32 番地）です。早速、宮司さんと連絡をとって相談し、パンフレットを受け取りました。為当神社では神道式の永代合祀供養墓を建立し、御霊を無縁にすることなく一つのお墓を神社が守ってくれます。写真を見せたり、宮司さんのお話を A さんにしたところ、為当という地名のことも昔の仕事と関連して知っておられ、納得して、納骨の手筈を整えることができました。家庭裁判所に納骨について上申し、書記官より「上申のとおりしてください。」と返答をいただきました。

納骨の日、神社の桜は散りかけていましたが、礼服に身支度をされた A さんと、同行いただいた施設の職員の方、私の 3 人で、宮司さん立会いのもと厳かに納骨式を終えることができました。

納骨後、A さんは随分と穏やかになりました。奥様を弔うことができたという安心感と A さんがふと呟いた「俺もあそこに入れるな。」という言葉。宗教的儀礼がもつ意味や、人に与える影響について不勉強であったなあと感じました。A さんの安堵した様子が宗教的儀礼のもつ意味なのかもしれません。(ケースファイルは、本人が特定されるような固有名詞を伏せることが原則ですが、故人の弔い方にお困りの方が多くおられる現状と A さんの了解を得られたことから一部固有名詞を記載しています)

(文責 工藤明人)

会員紹介

東三河後見センターとの出会い

税理士 小川 祐子

「えっ、何かおかしい」ある関与先の税金の申告を計算している時の事であった。アパート等のリフォーム代金が非常に高額であった。同じ修理なのに数社の業者の領収書があり、しかも手書きで違う業者なのに字体が似ていた。

「もしかしてリフォーム詐欺？」頭をよぎった。

家族は、80代の認知症気味の母親と50代の精神を患っている娘二人。親戚との縁も薄く誰も家族の中で支えていける存在がいなく公的支援等も受けずに孤立状態にあった。私も毎年一度訪問し申告の手伝いをさせてもらっていたが、年々家族の状況が悪くなっているのは気がついていて、何の手立てもせず見過ごしていた矢先のことでした。

そんなときに、成年後見センターの代表、長谷川氏を紹介して頂きました。

早速、その家族の再生のために動いてくれました。

その時々に必要な専門家を集めてくれチームを組み、例えば詐欺に関しては、弁護士に相談しながらも警察に何度も大勢で伺い詐欺容疑で動いてもらうために証拠を集め、精神の病気に関しては自宅に行き、娘さんが病院に行ってもらおうよう病院関係者や役所、民間の心のカウンセラー等と共に何度も説得してくれました。

その中心にいてリーダーシップをとってくれたのは後見センターの長谷川氏でした。

お蔭でその家族はリフォーム詐欺の逮捕、アパートの売却により借入金の返済、精神の病については病院に入院することにより急速に回復に向かい、社会保険労務士の協力により障害者年金申請が認可され生活の安定を得ることができました。

崩壊寸前であった一つの家族を色々な民間の専門家（弁護士・社会保険労務士・不動産業者・建設業者・他の社会的弱者を支えるNPO法人・税理士等）と公的機関の役所関係者と両方を組み合わせてチームを組み、見事に再生してくれた功績は大きく感謝の気持ちでいっぱいです。

今まで私の周りにはどちらかと言えば資本主義の傘の下で自己の利益を追求することを目指す人達がほとんどでした。

今回の事で、後見センターの長谷川氏とそれを取り巻く人達に出会い、民間レベルでありながら、自己の利益を度外視して他者の幸せを願い、活動している姿に深く感動し尊敬の念を抱いている次第です。

少子高齢化の現代において東三河後見センターの果たす社会的役割はますます増えるかと思っています。社会的弱者の人達の為に今後もますます活動して頂きますようお願い申し上げます。

平成28年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧
多くのご支援を賜りありがとうございます。 (平成 28 年 6 月 20 日現在)

正会員費納入者（納入順、敬称略）45 名

- ・高柳大太郎・中村成人・加藤啓子・上江富士夫・長谷川卓也・池田進・丸山智子・鈴木光子
- ・二村良子・小野晴美・細野京子・荻邦子・岡本守・武重傳・佐藤美子・梅田大己・福住幸子
- ・飯星睦生・本多啓枝・花田玲子・田中義人・藤堂三男・坂柳ゆかり・石原香・今泉全勝
- ・水野遠次・村川賢一・今泉博充・西川邦輔・杉山智子・豊田和浩・田中幸一・影山恒太
- ・中島由恵・齋藤尚・長坂宏・舟越正行・金田貴子・神谷典江・高森陽一郎・星野裕
- ・伊藤忍・水野美知代・工藤明人・石原紀久代

賛助会員費納入者（納入順、敬称略）33 名

- ・金澤良雄・徳升孝司・牛田清博・河合康隆・中野正二・大林充始・日比修治・布施威治
- ・樋口茅子・峯田禎三・金沢富雄・小川祐子・彦坂敏・北村隆信・大須賀康・水野和
- ・水野登代子・八木憲一郎・白井公江・加藤明代・藤井幸夫・足木充邦・清水則子・夏目みゆき
- ・伊藤文則・山口純子・内藤加代子・寺部敦子・多々内崇文・緒河睦子・北沢悦子・野中泰志
- ・吉本京子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）4 法人

- ・フレンドリーハート ・豊川市医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会 ・むつみ会

寄付者（納入順、敬称略）16 名

- ・中村成人・日比修治・五十嵐光子・加藤恒一・岩田たき子・荻邦子・岡本守・武重傳
- ・福住幸子・北村隆信・田中義人・加藤明代・石原香・村川賢一・梅田大己・緒河睦子
- ・東海労働金庫 NPO 寄付システム利用者（8 名）

認定NPOの継続に向けて 寄付及賛助会員入会のお願い

当法人は、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日までの期間で認定 NPO として認定されています。平成 28 年 6 月 17 日現在の認定 NPO 法人数は、全国で 739 件です。仮認定も加えると 910 件となります。その内、愛知県の仮認定を含む認定 NPO 法人は 17 法人となっています。

この認定を継続するために、当法人が力を入れている基準はパブリック・サポート・テスト（PST）と呼ばれているもので、「実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の総額が 3,000 円以上ある寄付者の数が、年平均 100 名以上であること。」とされています。（※総会時に質問がありましたが、正会員費の納入は 100 名の中にカウントされません。賛助会員は寄付とみなされカウントされます。）

当法人が実践している「法人後見」のニーズは増加傾向にあります。また、権利擁護活動と地域福祉活動を担う、「市民後見人」の養成や活躍の場の提供も急務となっています。こうした事業を展開、維持していくためにも、みなさまのお支援が必要になります。

不躰ながら、6 月 27 日時点でご入金の確認がとれていない方には、**寄付金及び会員費払込取扱票**を同封させていただきました。何卒、ご協力、ご支援の程よろしくお願いいたします。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 28 年 6 月 28 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
法人後見受任者数	48 名	12 名	10 名	71 名
後見監督受任者数		1 名		
終了者数(平成 28 年 4 月～6 月末)	3 名			3 名

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	17 名	7 名	2 名	1 名	0 名	0 名		27 名
知的障がい者	13 名	4 名	2 名	2 名	1 名	12 名	2 (岡崎市)	36 名
精神障がい者	6 名	0 名	1 名	1 名	0 名	0 名		8 名
合計	36 名	11 名	5 名	4 名	1 名	12 名	2 名	71 名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	8 名	1 名	0 名	9 名
知的障がい者	13 名	2 名	1 名	16 名
精神障がい者	2 名	0 名	0 名	2 名
合計	23 名	3 名	1 名	27 名

市民後見人 13 名の方が上記表の 27 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録者名簿搭載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い

(平成 28 年 4 月 1 日～発行日現在)

正 会 員費納入者： 45 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 33 人

(法人賛助会員 4 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 16 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

ついこの間、新年度を迎えたつもりでしたが、早くも 7 月を迎えようとしており、1 年の折り返し地点を過ぎようとしています。まさに「光陰矢の如し」です。養成講座開催に向けた調整・検討、総会の開催、養成講座説明会の開催等、新年度から勢いよく走り続けているような感じです。次号をお送りする 9 月には、養成講座が開講されています。息切れをしないように走り続けたいと思います。(編集：工藤明人)